

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	法人番号	住 所
①日管株式会社	5080401003861	静岡県浜松市中央区池町220-4
②五建工業株式会社	4010001015827	東京都千代田区内神田1-16-3

2. 指名停止措置期間

- ①令和6年5月29日から令和6年9月28日まで（4カ月間）
- ②令和6年5月29日から令和6年8月28日まで（3カ月間）

3. 指名停止措置の範囲 参議院所管の工事

4. 事実概要

日管（株）の元取締役及び五建工業（株）の使用人は、令和2年5～6月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数入手し、入札の公正を害した。

その後、日管（株）の元取締役は、令和2年6～8月に行われた同区発注の区立児童館の改修工事など複数の工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から入札参加業者名入手し、入札の公正を害した。

また、令和2年にあった2件の入札情報を入手した見返りとして、日管（株）の元取締役は、飲食代約6万円と商品券10万円相当を提供し、五建工業（株）は、自宅改修工事費約17万円を負担した。

なお、いずれも公訴時効（3年）が成立している。

5. 指名停止措置理由

上記4. は、参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成15年4月4日議長決定）別表第2第14号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

（別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内